

令和 6（2024）年度補正予算
移住者の団体に対する助成金交付事業
【募集要項】

独立行政法人国際協力機構（JICA）
2025 年 4 月

【目次】

＜制度の概要＞	
1. 趣旨	… 3
2. 助成対象者	… 4
3. 助成事業の要件	… 4
4. 事業の実施期間	… 4
5. 助成対象となる経費	… 4
6. 助成額等	… 4
7. 申請手続き	… 4
8. 助成金の支払い	… 5
9. 事業報告・精算	… 5
10. 注意事項	… 5
＜提出書類＞ … 6	
＜申請から事業完了までの流れ＞ … 7	
＜助成金交付決定通知書＞ … 8	
＜助成金対象事業一覧＞ … 10	

【別冊】書類の記入方法

注意事項

本助成金事業は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和 30 年法律第 179 号)」により、不正の手段により助成金の交付を受け、または他の用途への使用をした者には、交付の取り消しや返還命令が行われ、また場合によっては刑事罰が科されます。

<制度の概要>

1. 趣旨

JICA はその前身である海外移住事業団の時代から、移住者及び日系人の皆様の定着及び生活の安定を支援するため、医療・高齢者福祉・日本語教育・文化・営農事業に対する助成金交付、専門家や海外協力隊の派遣、研修を通じた支援をしてきました。

中南米各地に在住の約 310 万人の日系人の多くは、ルーツである日本の地域との繋がりを重んじ、各地に「県人会」を設立し、母県との直接の交流も活発に行われています。中南米の日系社会は日本の地方の最前線と言え、地方物産の輸出促進を含む経済関係活性化や、地方を含む日本の魅力発信等を日系社会を通じて行うことにより、日系社会と日本各地の双方にとって、より大きな経済効果が生まれることが期待されます。

本事業は、日本における地方創生を推進するため、中南米の日系社会との連携により、日本の地方における地元企業の技術活用のための調査や日系団体が行うイベントへの助成、中南米日系社会の次世代を担う人材の交流やリオ・グランデ・ド・スール州における洪水対策支援活動を通じて、日本の経済及び地域活性化に貢献することを目的として募集するものです。

具体的には以下の取り組みを支援します。

(1) 中南米県人会等を通じた地域活性化

県人会等と連携した地元企業の技術活用や製品普及のための調査、日系団体が行うイベントへの助成（日本企業の派遣・マッチング事業を含む）を通じて、日本の地方経済活性化を目指す。

(2) 中南米日系社会の次世代を担う人材の交流

女性リーダー、起業家・スタートアップ企業等を含む中南米日系社会の次世代を担う人材の交流のため、中南米から日本への視察・連携交流調査団の派遣や日本からの事業者等の派遣を通じて、日本の経済活性化推進を目指す。

(3) リオ・グランデ・ド・スール州洪水対策支援

2024 年 4 月 29 日から発生したブラジル史上最悪と言われる豪雨災害では 200 万人以上が被災し、現在も復興途上にある。当地の主要な日系団体である南日伯援護協会の施設整備や機材調達等を通じて、被災地支援を行う。

2. 助成対象者

原則として移住者により構成された法人格を有する公益団体（団体の運営或いは事業の対象者が概ね日系 3 世までであること）。

3. 助成事業の要件

- 当該事業の目的が助成金の交付により円滑に達成されると認められること。
- 当該事業の計画及び方法が目的を達成するために適切であること。
- 当該事業の予想される成果が特定の者の利益にのみ寄与するものでないと認められること。
- 当該事業が営利を目的とするものでないこと。

4. 事業の実施期間

交付決定日から、原則として2026年3月末まで（期限までに納入・支払いが完了するもの）。

5. 助成対象となる経費

- 活動毎の対象となる経費は、「助成金対象事業一覧」のとおりです。なお、対象経費であっても、助成金交付決定日前に支出された経費は自己負担となります。
- 助成金交付事業は、申請団体が主体的に実施する事業をJICAが助成するものであることから、申請団体には一定の負担を求めます。

6. 助成額等

- 申請時に提出される事業実施計画書・収支計画書について、本事業の趣旨や要件など当該申請に係る事項を審査し、令和6（2024）年度補正予算の範囲内において助成金交付の可否について決定を行います。
- 助成金交付決定を行う場合において、適正な交付を行うために必要があるときは、当該申請に係る事項について修正又は変更を加える場合があります。
- 事業内容毎の助成率及び上限額は、「助成金対象事業一覧」のとおりです。

7. 申請手続き

（1）申請書締切・交付決定日

申請書締切日	2025年4月30日以降、毎月末
交付決定日	申請書受領月の翌月末（予定）

- 予算額に応募が達した場合は、申請書締切日前であっても募集を締め切ります。
- 同じ内容を複数年度実施する場合も、毎年度の申請が必要です。

（2）提出書類

助成を希望する場合は、JICA 在外事務所に以下の書類を提出してください。

- ① 助成金交付申請書
- ② 事業実施計画書
- ③ 収支計画書
- ④ 事業別収支計画書
- ⑤ 助成申請者の事業概要、定款及び法人格を有することを証明するか又は確認できる文書の写（既に提出済みの団体も変更があった場合には再提出が必要）
- ⑥ 見積書、カタログ、設計図又は仕様書等積算の根拠を示すものの写

8. 助成金の支払い

- ・ 助成金交付決定後、助成金交付決定通知書（9～10 ページ参照）に記載された交付決定の内容及びこれに付された条件を了承する場合は、JICA の定める期限までに助成金支払申請書を提出してください。助成金支払申請書を審査し、その内容が正当であることを確認したうえで助成金を支払います。
- ・ 概算払いも可能ですが、長期間にわたる事業は、進捗に応じた部分払いとします。
- ・ 毎年 3 月末までに、当該年度の経費について精算を行います。

9. 事業報告・精算

事業完了日から 2 ヶ月以内に当該事業の成果を記載した事業報告書、会計報告書、事業別会計報告書を提出してください。ただし、毎年 3 月末までに当該年度分報告書に基づく精算を行いますので、遅くとも毎年 3 月の JICA 在外事務所が指定する期日までに当該年度分の暫定版を提出し、会計手続きを確認してください。

10. 注意事項

- (1) 本助成金事業は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和 30 年法律第 179 号)」により、不正の手段により助成金の交付を受け、または他の用途への使用をした者には、交付の取り消しや返還命令が行われ、また場合によっては刑事罰が科されます。
- (2) 本助成金事業は、「移住者の団体に対する助成金交付基準（平成 17 年 3 月 28 日細則(中)第 7 号)」に基づき、JICA の予算の範囲内において実施するものです。

<提出書類>

原則、日本語または英語で記載してください。ポルトガル語またはスペイン語で記載することも可能ですが、その場合は、日本語または英語の翻訳（機械翻訳可）を添付してください。

提出時期	書類	様式
申請時	助成金交付申請書	所定様式
	事業実施計画書	任意様式
	収支計画書	所定様式
	事業別収支計画書	任意様式
	助成申請者の事業概要、定款及び法人格を有することを証明するか又は確認できる文書の写（既に提出済みの団体も変更があった場合には再提出が必要）	—
	見積書、カタログ、設計図又は仕様書等積算の根拠を示すものの写	—
助成金交付決定通知書受領後	助成金支払申請書	所定様式
事業が3ヶ月以上わたる場合	遂行状況報告書	所定様式
事業実施中に大幅な変更が生じる場合	変更承認申請書	所定様式
事業完了日から2ヶ月以内	事業報告書	所定様式
	会計報告書	所定様式
	事業別会計報告書	任意様式
助成対象事業を何らかの都合で中止（又は廃止）する場合	中止（又は廃止）報告書	所定様式
助成対象事業が予定の期間内に完了しない場合	遅延報告書	所定様式

申請時提出書類と事業完了時提出書類の対応関係

<申請時提出書類>

助成金交付申請書/事業実施計画書
 収支計画書
 事業別収支計画書

<事業完了時提出書類>

⇒ 事業報告書
 ⇒ 会計報告書
 ⇒ 事業別会計報告書

＜申請から事業完了までの流れ＞

(1) 事前協議	(2) 申請書提出	(3) 申請書類の審査
		
<p>事業の目的、効果、コストの妥当性などについて、JICA 在外事務所と充分協議し、申請書を作成します。</p>	<p>すべての書類を JICA 在外事務所に提出します。</p>	<p>JICA で書類の審査を行います。不明点がある場合は、申請団体に照会します。</p>
(4) 交付決定	(5) 助成金支払申請書の提出・支払	(6) 事業実施
		
<p>JICA 本部で助成金の交付を決定した場合は、JICA 在外事務所経由で助成金交付決定通知書が送付されます。</p>	<p>交付の決定の内容及びこれに付された条件を了承する場合は、助成金支払申請書を JICA 在外事務所に提出します。JICA 在外事務所の審査・確認後、助成金が支払われます。</p>	<p>事業計画に従い、事業を実施します。事業実施中に何らかの変更が生じるときは、必ず JICA 在外事務所に相談してください。大幅な変更該当する場合は、変更承認申請書を提出します。</p>
(7) 報告書の作成・提出	(8) 報告書のチェック	(9) 立入検査
		

<p>事業完了後 2 ヶ月以内に事業報告書、会計報告書、事業別会計報告書を提出します。精算のため、遅くとも毎年 3 月の JICA 在外事務所の指定する期日までに暫定版を提出し、会計手続きを確認してください。</p> <p>毎年 3 月末までに、報告書に基づく精算を完了します。</p>	<p>JICA が報告書のチェックを行います。不明点がある場合は、申請団体に照会します。</p>	<p>助成事業の適正な遂行を確認するため、必要があるときは、JICA は助成を受けた団体・人物に対して報告を求め、又は JICA 役職員にその事務所等に立ち入らせ、帳簿書類その他の物件を調査することがあります。</p>
---	--	---

様式第3号

JICA(5R)第 - 号

年 月 日

団体名

代表者名

様

独立行政法人国際協力機構
理事長

助成金交付決定通知書

年 月 日付で助成金交付申請のあった事業について、移住者の団体に対する助成金交付基準（2005年（平成17年）細則（中）第7号）第5条の規定に基づき助成金を下記のとおり交付することを決定しましたので、同第7条の規定により通知いたします。

記

1 事業名（内訳）

2 助成金額（現地通貨）

3 助成金交付時期

4 助成金交付条件

- (1) 助成金を助成対象事業以外の用途に使用しないこと。
- (2) 助成対象事業の内容の変更（機構の定める軽微なものを除く。）をしようとする場合には、予め機構に申請し、その承認を受けること。
- (3) 助成対象事業に要する経費（助成金に係る部分に限る。）の配分の変更（機構の定める軽微なものを除く。）をしようとする場合には、予め機構に申請し、その承認を受けること。
- (4) 助成対象事業を中止し、又は廃止する場合には、速やかに機構に報告すること。
- (5) 助成対象事業が予定の期間内に完了しない場合又はその遂行が困難となった場合には、速やかに機構に報告すること。
- (6) 助成対象事業に関して、次の報告を機構に対して行うこと。
 - ア 助成対象事業が3箇月以上に亘る場合 3箇月ごとに当該事業の遂行状況及びその評価に関する報告書
 - イ 助成対象事業が完了したとき 完了の日から2箇月以内に当該事業の成果を記載した事業報告書、会計報告書及び関係資料

- (7) 助成対象事業が助成金の交付決定の内容またはこれに付した条件に従って遂行されていないと機構が認め、これらに従って当該事業を遂行するよう指示する場合には、この指示を誠実に遵守して、当該事業の遂行に当たること。
- (8) 機構が助成対象事業の実施の状況に関する調査を行う場合には、これに応じること。
- (9) 次の各号の一に該当する場合には、助成対象事業の遂行の途中又は終了後において、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消されることがあること。
 - ア 助成金の交付の申請について不正の事実があった場合
 - イ 助成対象事業を中止した場合
 - ウ 助成対象事業を遂行する見込みがなくなると認められる場合
 - エ 助成対象事業として適格性を欠くに至った場合
 - オ 助成対象事業の遂行が助成金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に著しく違反していると認められる場合
 - カ 上記(7)の指示または(8)の調査を正当な理由なく拒み、妨げ、もしくは忌避した場合
 - キ その他機構の規程に定めるところに違反していると認められる場合
- (10) 助成対象事業が完了し、不用額が生じた場合及び機構が助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る部分の助成金が既に支払われているときは、機構が定める期限までに当該支払われた助成金を返還すること。この場合、別に定める加算金（交付決定取消しの場合）及び延滞金を付されることがあること。
- (11) 助成金によって取得した財産を機構の承認を受けないで助成の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供さないこと。

5 助成金支払申請書の提出

助成金の交付の決定の内容及びこれに付された条件を了承される場合は、速やかに助成金支払申請書を提出してください。

6 証憑の保管・管理

会計報告書の各費目にかかる支出の証憑書類の原本は、機構からの要求があった時は遅滞なく提示できるように、貴団体の規定に基づき保管・管理してください。貴団体の保管期間が10年未満であり、期間満了後に貴団体による保管ができないときは、期間満了の際に当該証憑書類を機構に提出してください。

以上